

# Japan tax alert

EY税理士法人

## OECD、国際コンプライアンス 保証プログラム(ICAP)の ハンドブックを公表

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

2021年2月18日に、OECD税務行政フォーラム(Forum on Tax Administration)は、[国際コンプライアンス保証プログラム\(International Compliance Assurance Programme/ICAP\)](#)の税務行政当局及び多国籍企業向けハンドブックを公表しました。

ICAPとは、多国籍企業と複数の税務行政当局が協力して多国籍企業の税務リスクを評価、保証する自発的多国間プログラムです。多国籍企業の本社の所在国の税務行政当局をリード役として、少なくとも3か国、想定では4から8か国の税務行政当局が一つの参加多国籍企業の税務リスク評価を行うものです。ICAPは移転価格の事前確認(APA)のような一定の法的確実性を提供するものではありませんが、参加税務行政当局は評価対象事項についてリスクが低いと考えており、一定の期間は当該事項の更なる検討のための税務調査は行わないであろうとの安心感(comfort)や保証(assurance)を与えるものです。審査の対象となるリスク事項としては、移転価格、恒久的施設(PE)、ハイブリッドミスマッチ、源泉所得税や租税条約上の特典などが想定されています。

ICAPは2018年に日本を含む8か国の税務行政当局が参加する試行プログラムとして開始され、2019年には第二弾の試行も行われています。

2021年のICAPハンドブックによれば、ICAPは1.選定、2.リスク評価、3.結果の3つの段階により構成されています。まず、選定段階において、参加多国籍企業の提出する初期提出文書を元に、参加税務行政当局の選定及び初期提出文書のレビューが行われます(4~8週間)。次に、参加多国籍企業は本格審査のための文書提出を求められ、参加多国籍企業と税務行政当局の間での議論を通じて対象事項の審査が行われます(20週間以内)。最後に、参加多国籍企業は、リード役である税務行政当局からのICAPのプロウセスが完了した旨のレター及び各参加税務行政当局からの対象事項に係る審査結果のレターを受け取ります(4~8週間)。

OECD税務行政フォーラムのウェブサイトはさらに、次のICAP申込みの締切りは2021年9月30日であり、ICAP参加について税務行政当局と話をしたい多国籍企業は、締切り前に本社所在地の税務行政当局にコンタクトするよう求めています。

なお、さらなる詳細として、2021年2月24日付EY Global Tax Alert [[OECD Forum on Tax Administration releases new handbook for International Compliance Assurance Programme \(ICAP\)](#)] (英語)もご覧ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

**EY税理士法人**

キーストマス  
荒木 知

アソシエイトパートナー  
ディレクター

keith.thomas@jp.ey.com  
satoru.araki@jp.ey.com



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

**メールマガジンのお知らせと登録方法**

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページより登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

**EY税理士法人**  
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

**EY | Building a better working world**

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供しています。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

**EY税理士法人について**

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210318

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)